

豊川市清掃工場

長寿命化計画書

平成26年3月

豊川市

豊川市清掃工場の一体性について

○概要

豊川市清掃工場（ごみ処理施設）は、A棟ストーカ炉とB棟シャフト炉式ガス化熔融炉を合わせた1日最大264tの焼却処理施設です。敷地面積35,166.76㎡には管理棟、計量棟、A棟・B棟の焼却処理施設等を設けて、常時、可燃ごみをA棟・B棟に振り分け搬入し、焼却処理をしています。豊川市では、ごみ焼却施設は本清掃工場1箇所のみで、年間約58,200tを処理しています。

A棟は、処理能力224t/日（67t/24h×2炉（1・3号炉）＋既設90t/24h×1炉（2号炉））を平成4年3月に竣工し、同年4月から稼働を開始しました。しかし、ダイオキシン類削減のための法改正により、大掛かりな改良が必要となり、更に増加するごみ量に対応するため、既設炉を継続使用することが困難となり、やむを得ず別棟としてB棟のシャフト炉形式の熔融炉（5、6号炉）、計画処理能力130t/日（65t/24h×2炉）を建設し、平成15年4月から稼働しました。その後、A棟の既設炉を廃止し、現在に至っています。

○理由

- ① A棟のごみ処理能力の増加及びダイオキシン類削減対策のため、A棟既設炉の更新工事として、B棟を建設しました。
- ② A棟における焼却残渣（主灰及び飛灰）年間約3,200tをB棟にて熔融処理を行い、スラグ化しています。熔融処理することで本清掃工場から排出される灰の最終処分場への埋立処分量の削減、また、熔融物（スラグ・メタル）の資源化を図っています。
- ③ B棟中央制御室にはA・B棟全般の設備機器を24時間自動監視する制御機能を集約しており、効果的なごみ処理の制御・運用を行っており、A棟単体で稼働することはできません。
- ④ 電力はB棟で受電してから、A棟へ送電しており、更に、発電される電気はA棟・管理棟を含め施設全体で使用しています。

このように本清掃工場はA棟・B棟の建屋の区分はありますが、4炉でごみ処理を行っており、工場稼働システム上でも、一体的なものと考えます。

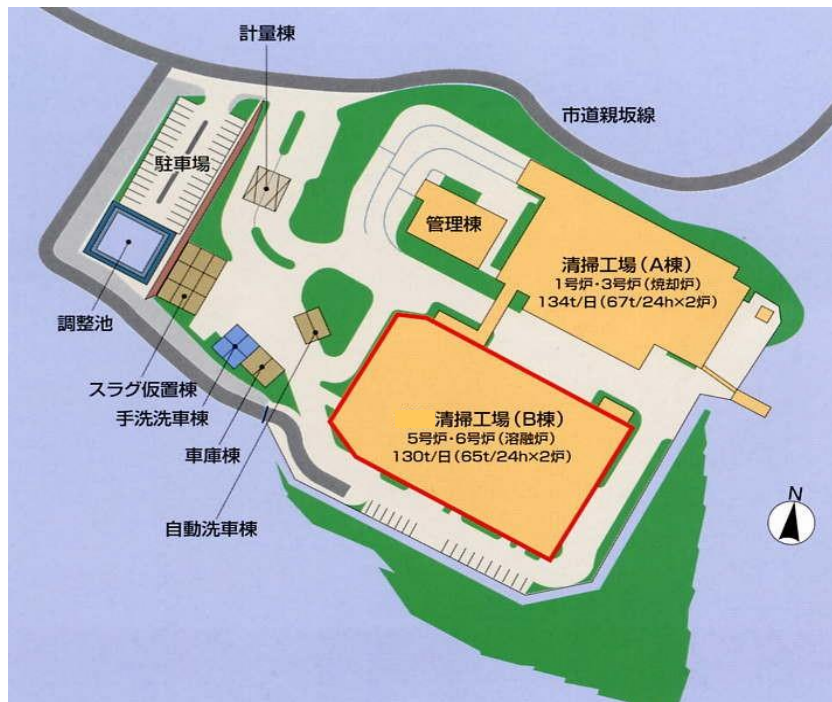
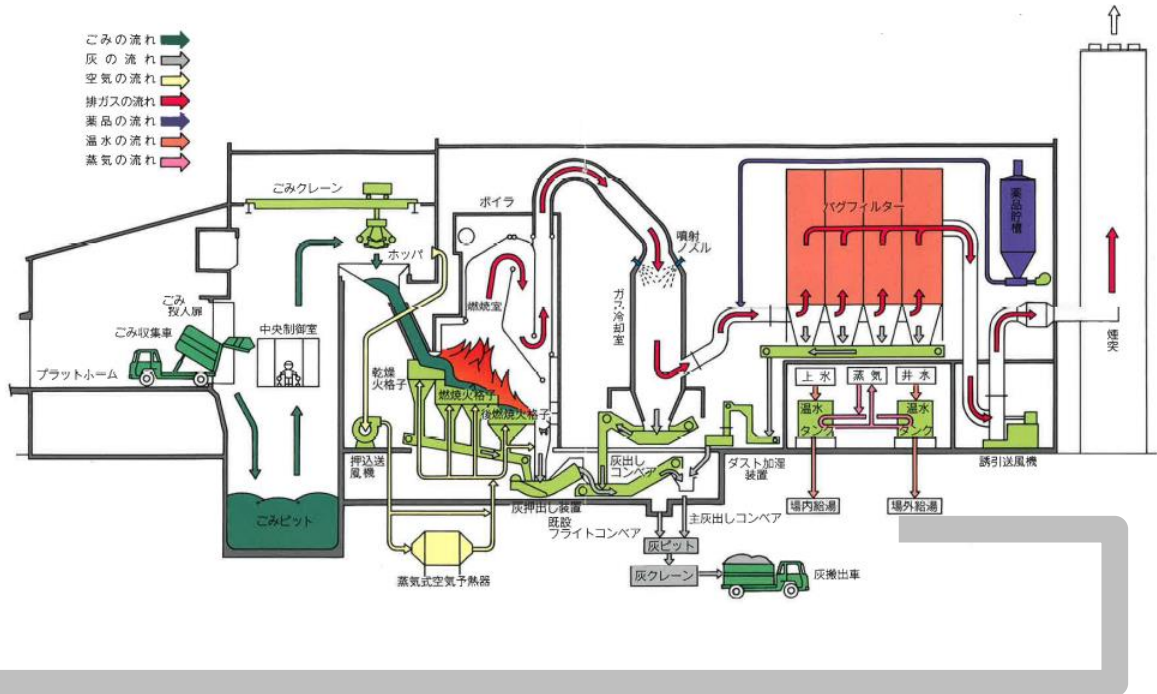


図 1-1 豊川市清掃工場配置図

また、本清掃工場全体のごみ処理過程は、下記のとおりです。

A棟ごみ処理フロー図



B棟ごみ処理フロー図

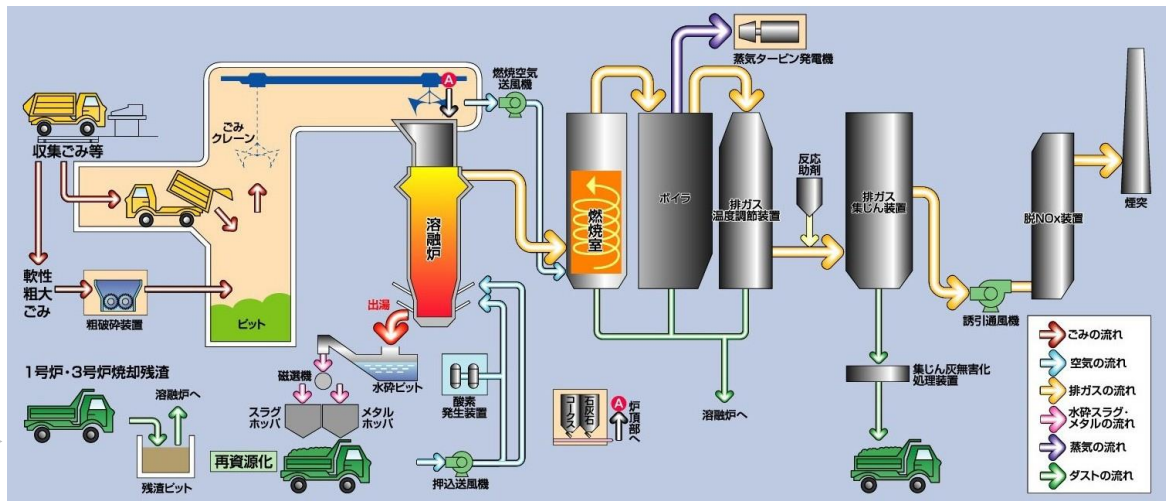


図 1-2 豊川市清掃工場ごみ処理フロー図